

I F R S 気候開示基準とG H G 排出実態の把握

[本稿は、時事通信社「円債投資ガイド」2023年8月21日配信記事を同社承諾のもと掲載するものです。]

日本総合研究所 調査部

主任研究員

大嶋 秀雄

近年、多くの企業が温室効果ガス（GHG）の排出削減に向けた取り組みを始めているが、具体的な排出削減策を検討する上で、GHG排出実態の把握が大きな課題となっている。とくに足元では、自社の事業活動に伴う排出量（Scope 1・2排出量）だけでなく、サプライチェーンの上流・下流における間接的な排出量（Scope 3排出量）を含めた全体の排出量（サプライチェーン排出量）の削減に向けた動きが広がっているものの、広範かつ複雑なサプライチェーンに属する多数の企業の排出量データを収集するのは容易ではなく、大半の中小企業では排出量の計測すら行われていない。そのため、サプライチェーン排出量の正確な把握は困難なのが実情である。日本取引所の調べでは、JPX日経インデックス400を構成するわが国を代表する大手企業においても、Scope 3排出量の開示を行っているのは5割弱にとどまる（2022年10月末時点）。また、Scope 3排出量を開示している企業でも、サプライチェーン内の各企業における排出量データ（1次データ）を用いた計測ではなく、製品・サービス等の平均的な排出量（2次データ）を用いた簡易的な計測が主流であり、計測しやすい一部カテゴリーのみの計測・開示にとどまる企業も多く、サプライチェーン排出量を正確に把握できているとは言い難い。

こうした中、本年6月、国際会計基準を策定するIFRS財団が設置した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、サステナビリティ開示基準の一般的要求事項（S1）と気候関連開示（S2）を公表し、S2において、サプライチェーン排出量の開示、すなわち、Scope 3排出量を含めた開示を企業に要請している。わが国でも、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が日本版S1・S2基準の開発を進めており、23年度中に公開草案、24年度中に確定基準を公表する予定であり、わが国の企業もサプライチェーン排出量の計測・開示を求められることになる。

先述の通り、サプライチェーン排出量の正確な計測には解決すべき課題が山積しているものの、開示が義務化されることによって、多くの企業がサプライチェーン排出量の計測に乗り出し、課題解決に向けた取り組みが進むことが期待される。特に、2次データによる簡易的な計測では、サプライチェーン内の各企業における排出削減努力が十分に反映されなため、1次データを用いたサプライチェーン排出量の測定ニーズが高まることが想定される。実際、わが国では、多様な産業の企業が参画するGreen×Digitalコンソーシアムにおいて、サプライチェーン排出量の正確な計測に向けたデータ連携などの実証事業が進められている。また、金融機関やベンチャー企業などが中小企業にも活用できるGHG排出量計測サービスを開発・展開しているほか、中小企業におけるGHG排出量の計測や排出削減を支援する人材の育成に向けて、環境省による脱炭素アドバイザー資格の認定制度も近く運用が開始される予定である。

まずもってGHG排出実態を把握しないことには、効率的に排出削減を進めることはできない。今後、気候関連開示基準が適用されることによって、サプライチェーン排出量の実態把握が進み、脱炭素に向けた取り組みが加速することが期待される。

本件に関するご照会は、調査部 大嶋 秀雄 宛にお願いいたします。

ホームページ：<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=37294>

Tel : 090-9109-8910 Mail : oshima.hideo.j2@jri.co.jp